

て、「福祉マップ」作成を推進します。

○「地域福祉ネットワーク会議(施策①)」など地域活動団体の連携・協働で作成されることが望ましく、作成方法の検討や地域の福祉活動などの把握を通じてパートナーシップの向上が期待されます。

○将来的には、地域の身近な情報(福祉、環境、防災など)を情報紙として発行したり、インターネットを活用して提供したりすることも考えられます。

**施策⑪ 地域住民と専門機関がつながるしくみづくり…新規**

○高齢者虐待を始め、悪質な業者による高齢者や障がい者の消費者被害、養育力が十分でない子育て家庭への支援、子どものいじめ問題など、専門職が発見する前に、地域住民が気づき、専門職へつなぐケースが増えていくことが期待され、そのためのしくみづくりを検討します。

○展開例として「福祉協力員」の育成も考えられます。



所沢市内でもボランティアグループ等によるふれあいいきいきサロン活動が行われています。写真は、秋津地区で活動するボランティアグループ「ふれあいあきつ」の活動の様子。

**基本目標④について**

【課題となっていること】

住みなれたまちで自分らしく生活するため

は、問題が発生した際、自己努力だけでなく、時には、必要なサービスを利用することが必要となります。そのよつな中、多様な福祉ニーズに対応するため、公的の制度に基づく福祉サービスが実施されたり、また、住民参加による公的

制度外のサービスなどが実施されたりしています。しかし、問題を家族や個人で抱え込んでいるケースもありません。また、サービスとサービスの隙間を埋めるようなものが不足しているとの指摘も多くあります。そして、現在の利用制度の中で、判断能力が不十分な認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などには個人の尊厳と権利を守るための権利擁護の充実が必要です。

○現在は、専門機関・団体や地域住民が連携・協働によるニーズ把握のしくみづくりを進めるとともに、新たなニーズに対応するためのサービスを開発、サービス利用における権利擁護の推進が求められています。

**【取り組みの基本的な方向】**

○ニーズの把握するしくみを検討します。  
○新たなニーズに対応するための新たなサービスの開発を支援します。  
○サービス利用における権利擁護を推進します。

**【施策の展開】**

**施策⑫ ニーズを把握するしくみづくり…新規**  
○ニーズを把握するしくみを検討します。検討にあたっては、地域住民や関係機関・団体の連携・協働が不可欠であり、「地域福祉ネットワーク会議の開催(施策①)」「地域住民と専門機関がつながるしくみづくり(施策⑪)」と連動させながら推進します。

**施策⑬ 新たなサービスの開発…新規**

○社会福祉協議会が実施する住民参加による在宅

福祉サービス事業の見直しやボランティア・NPOなど多様な団体が新たなサービスを開発するための支援を検討します。

○また、サービスの開発にはニーズの把握が必要になることから、「ニーズを把握するしくみづくり(施策⑫)」と連動させながら推進します。

**施策⑭ サービス利用における権利擁護の推進…継続**

○社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業(※)」を推進します。  
○関係機関・団体が連携し、「成年後見制度(※)」の利用を推進します。  
○将来的に地域住民を対象とした権利擁護に関する出前講座の実施も考えられます。



地域福祉活動計画策定の一環として平成18年2月に所沢市内全11地区で開催した住民福祉懇談会を開催し、地域における生活課題についてご意見をいただきました。今後もこのような懇談会を通じてニーズを把握することも考えられます。写真は小手指地区での懇談会の様子。

**基本目標⑤について**

【課題となっていること】

福祉への期待・役割はますます大きくなる中、住民がお互いに助けあい、支えあうことを抜きにして、専門機関・団体などによるサービスのみに任せているだけでは、地域福祉の目的である「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の社会の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよ

うに自立を支援する」ことは成し得ません。しかし、多くの住民が地域の福祉に目を向け、自らの問題として受け止め、主体的に関わりをもつに至るにはまだまだ多くの時間を要します。

○現在は、専門機関・団体や地域住民が協働して、福祉を身近な問題として学び考える機会を充実させ、共に生きるこころを育み、地域福祉活動に参加するきっかけをつくることも、実際に活動できない場合でも寄付という行為を通じて地域福祉活動に関わるという文化を広げていくことが求められています。

**【取り組みの基本的な方向】**

○地域住民や関係機関・団体と連携・協働して福祉教育・学習を推進します。  
○地域福祉活動を支えるために寄付文化の醸成を推進します。

**【施策の展開】**

**施策⑮ 共学支援プログラム事業の実施…継続**  
○社会福祉協議会が中心となり関係機関・団体、地域住民との連携や協働による障がいの有無にかかわらず地域で共に学ぶ環境を支援するために人材育成や懇談会などを継続実施します。

**施策⑯ 福祉教育・福祉学習の推進…継続**

○学校や関係機関・団体が連携・協働して、福祉ボランティア、福祉のまちづくりなどに関する学習活動を推進します。  
○社会福祉協議会では関係者との懇談会の開催や、福祉教育プログラムに関する相談対応、講師紹介、車椅子や小型点字器など体験グッズやビデオ教材の貸し出し、学校向け冊子の発行を継続実施します。

**施策⑰ 共同募金運動の推進と新たな寄付メニューの開発…継続・新規**

○地域福祉活動を豊かにするために寄付文化を育